

○法務委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出 月 日	参議院			衆議院			備考
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五、二三	付 （予） 五、二三	議 可 決 五、二三	議 可 決 五、二三	付 （予） 五、二三	議 可 決 五、二三	議 可 決 五、二三	
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、二三	付 （予） 二、二三	議 可 決 二、二三	議 可 決 二、二三	付 （予） 二、二三	議 可 決 二、二三	議 可 決 二、二三	
13	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	〃	六、一二	付 （予） 六、一二	議 可 決 六、一二	議 可 決 六、一二	付 （予） 六、一二	議 可 決 六、一二	議 可 決 六、一二	
14	供託法の一部を改正する法律案	〃	二、二五	付 （予） 二、二五	議 可 決 二、二五	議 可 決 二、二五	付 （予） 二、二五	議 可 決 二、二五	議 可 決 二、二五	
20	電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案	〃	二、八	付 （予） 二、八	議 可 決 二、八	議 可 決 二、八	付 （予） 二、八	議 可 決 二、八	議 可 決 二、八	
49	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案	〃	三、一	付 （予） 三、一	議 可 決 三、一	議 可 決 三、一	付 （予） 三、一	議 可 決 三、一	議 可 決 三、一	
50	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案	参	三、一	付 三、五	議 可 決 四、一六	議 可 決 四、一七	付 （予） 三、一	議 可 決 五、一七	議 可 決 五、二二	

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 付委員会 託議決	衆議院 付委員会 託議決	備考
7	人事訴訟手続法の一部を改正する法律案	飯田忠雄君 外 一名 (六〇、五、二〇)	六〇、五、二〇		六〇、五、二六 継続 審査	六〇、五、二〇 (予)	
101 国会 6	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君 外 一名 (五九、四、二〇)			五九、四、二〇 継続 審査		
101 国会 10	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	寺田熊雄君 外 二名 (五九、五、一〇)			五九、五、一〇 継続 審査		
101 国会 17	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	橋本敦君 外 一名 (七二、一〇)			七二、一〇 継続 審査		

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決	衆議院 付委員会 託議決	備考
7	工場抵当法の一部を改正する法律案	近藤鉄雄君 外 七名 (六〇、三、三)	六〇、三、六	六〇、五、二六	六〇、三、八 (予) 可決	六〇、三、六 修正 修正	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官
の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別
職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額す
る。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和五十九年四月一日にさかのぼって
行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委

員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に
準じて裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするもの
であります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、裁
判官の任命手続、裁判官の報酬の相当なる額の意味、人事
院勧告制度の尊重等について質疑が行われましたが、その
詳細は会議録により御承知願います。

質疑の後、柳澤委員より、昭和五十九年度の人事院勧告
の内容に倣って裁判官及び検察官の給与を改善する趣旨の
修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し賛成し
がたい旨の発言がありました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理
事より、公明党・国民会議を代表して飯田理事より、日本
共産党を代表して橋本委員より、また、中山委員より、そ
れぞれ修正案賛成、原案反対の意見が表明され、自由民主
党・自由国民会議を代表して小島理事より、修正案反対、
原案賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、両修正案は賛成少数で否決され、
両法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、お
おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準
じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額に
おいてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じ
て、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和五十九年四月一日にさかのぼって
行う。

委員長報告

八九ページ参照

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理
を図るとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を
簡素効率化することに伴い、裁判所職員の定員を改めよう
とするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を九人増員し千三百四十四人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二人減員し二万千
三百四十三人に改める。

三、この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委
員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下
級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事

の員数を九人増加するとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を二人減少しようとするものであります。

次に、供託法の一部を改正する法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の縮減を図るため、引き続き昭和六十五年度まで供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。

委員会におきましては、便宜、以上の二法案を一括して審議し、裁判官及び裁判官以外の職員の充足状況、司法修習生の裁判官志望者数の減少の理由と対策、少年事件の増加状況とその対策、供託金に利息を付する必要性、引き続き利息を付することを停止しようとするに至った国の財政の現状、利息停止期間の今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、二法案について反対の意見が表明されました。

次いで、二法案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

供託法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、国の歳出の縮減を図るため、引き続き昭和六十五年度まで供託金に利息を付することを停止しようとするものである。

委員長報告

九〇ページ参照

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための所要の措置等を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を電子情報処理組織によつて登記ファイ

ルに記録し、何人でも、登記ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができるものとするとともに、その書面は、他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなすものとする。

二、国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならないものとする。

三、この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための所要の措置等を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を電子情報処理組織によって登記ファイルに記録し、何人でも、登記ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができることとする

るとともに、その書面は、他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなすものとする。第二に、国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならないものとする。等であります。

委員会におきましては、今後のコンピューター化の計画と費用負担、システムの信頼性と事故防止体制、職員の研修と健康管理、閲覧制度等について質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より反対の意見が表明され、続いて、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、寺田理事より、登記事務処理のコンピューター化に当たって人員の確保、施設の改善等に配慮すること等を内容とする自由民主党・自由国民会議、

日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び中山委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
(閣法第四九号)

要旨

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の自主性の強化を図るとともに、官公署等が公共の利益となる事業に關して行ふ不動産の登記の嘱託等の登記手続の適正化を図るうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、司法書士及び土地家屋調査士の登録は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が行うものとする。

二、一定の事由に該当することを理由に登録の拒否又は取消しをしようするときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならないものとする。

三、登録の拒否又は取消しを受けたがその処分に不服があ

るときは、その者は、法務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることが出来るものとする。

四、法務大臣は、登録事務に關し、連合会に対し、報告を求め、又は、勧告することが出来るものとする。

五、司法書士会又は土地家屋調査士会の会則の変更のうち、会費に關する規定の変更等については、法務大臣の認可を要しないものとする。

六、官公署等が公共の利益となる事業に關して行ふ不動産の登記の嘱託等の手続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士又は土地家屋調査士を社員とする民法第三十四条の規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することが出来るものとする制度を創設することとする。

七、所要の罰則の規定を設けるとともに、罰金及び過料の多額を引き上げる。

八、この法律は、公布の日から起算して六月を超え一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、社団法人制度の創設に關する規定並びに罰則に關する規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の自主性の強化を図るとともに、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の登記の嘱託等の登記手続の適正化を図ろうとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、司法書士及び土地家屋調査士の登録は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が行うものとする。第二に、一定の事由に該当することを理由に登録の拒否または取り消しをしようとするときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならないものとする。第三に、法務大臣は、登録事務に関し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に対し、報告を求め、または、勧告することができるものとする。第四に、司法書士会または土地家屋調査士の会則の変更のうち、会費に関する規定の変更等については、法務大臣の認可を要しないものとする。第五に、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の登記の嘱託等の手

続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士または土地家屋調査士を社員とする民法第三十四条の規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することができるとする制度を創設することとする。第六に、所要の罰則の規定を設けるとともに、罰金及び過料の多額を引き上げるものとする。こと等であります。

委員会におきましては、登録審査会の構成、自主性の強化と懲戒権の付与、会則の変更、公共嘱託登記受託組織の法人化の理由、同法人の業務範囲及び理事会の構成、受注に際しての競合関係等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、寺田理事より、両連合会の自主性の確保、公共嘱託登記受託法人の適正かつ円滑な運営がなされるよう努めること等を内容とする、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、

民社党・国民連合及び中山委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、国選弁護人又はその近親者が国選弁護人の職務の遂行に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に、被害者又はその遺族に対して国において療養その他の給付を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国選弁護人がその職務を行い、または行おうとしたことによって、国選弁護人またはその配偶者、直

系血族もしくは同居の親族が、他人からその身体または生命に害を加えられた場合に、国において療養給付、傷病給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付または休業給付を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国選弁護人関係を単独立法とせず本法の一部改正とした理由、国選弁護人の選任及び解任、被害給付の要件、給付金額の算定の根拠、国選弁護人報酬の増額等について質疑が重ねられました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

工場抵当法の一部を改正する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案は、有線テレビジョン放送の事業の振興に資するため、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工

場抵当法における工場とみなそうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、有線テレビジョン放送の事業の振興に資するため、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工場抵当法における工場とみなすこととするものであります。

委員会におきましては、議員提案となった理由、有線テレビジョン放送事業の現状及び今後の見通し、担保価値とその実効性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。